

参考資料

参考資料 1 香南市都市計画マスタープランの策定経緯

■策定経緯

策定経緯	年 月 日	内 容
第 1 回 策定委員会	平成 29 年 1 月 27 日	・香南市都市計画マスタープランについて ・市民意向調査について
市民意向調査	平成 29 年 2 月 13 日 ～2 月 24 日	・香南市のまちづくりに関する市民意向調査 (アンケート調査)
第 2 回 策定委員会	平成 29 年 3 月 27 日	・現況・課題について
第 3 回 策定委員会	平成 29 年 7 月 14 日	・全体構想(素案)について
第 4 回 策定委員会	平成 30 年 2 月 13 日	・香南市都市計画マスタープラン(素案)について
パブリックコメント	平成 30 年 3 月 1 日 ～3 月 16 日	・香南市都市計画マスタープラン(案)の香南市 WEB サイトへの掲載、市役所・支所での閲覧、都 市計画審議会委員への配布による意見聴取
第 5 回 策定委員会	平成 30 年 3 月 28 日	・パブリックコメントの結果について

■香南市都市計画マスタープラン策定委員会委員名簿

区分又は団体名		氏 名	備 考
有識者	高知工業高等専門学校 名誉教授 ソーシャルデザイン工学科	竹内 光生	
	香南市商工会会長	山地 善久	
	香南市都市計画審議会委員	宮崎 利博	
関係行政機関職員	高知県 土木部 都市計画課 課長補佐	秋元 建一	
住民代表者	住民の代表者(野市地区)	宮崎 文江	
	住民の代表者(香我美地区)	安岡 喜久一	
	住民の代表者(夜須地区)	清藤 直人	
	住民の代表者(吉川地区)	村井 洋子	
	住民の代表者(赤岡地区)	北代 正彦	
市職員	副市長	田内 修二	
	企画財政課長	西内 栄一	
	上下水道課長	寺内 潤	第 1・2 回
		宮田 憲一	第 3・4・5 回
	商工水産課長	小松 靖生	
	防災対策課長	野島 浩一	
	農林課長	村山 敦	
	地域支援課長	光明院 修一	第 1・2 回
		岡林 栄一	第 3・4・5 回
	建設課長	山本 八也	
	教育次長	田内 基久	

参考資料2 用語集

あ行	
空き家バンク	香南市内の空き家の賃貸・売却を希望する人から申込みを受けた情報を、空き家の利用を希望する人に紹介する制度です。
アクセス	接近（する）、到達（する）、交通手段といった意味の言葉です。
ウォーキングトレイル	一般的には散策路や遊歩道などの意味ですが、本計画では、野市町の三叉周辺で「自然と歴史にふれる道」をテーマに整備された遊歩道のことを指します。
雨水排水施設	降雨による市街地の浸水を防ぐため、雨水を河川などに排水するための排水路や排水機場などの施設です。
NPO	「NonProfitOrganization」の略で、非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体のことです。
オープンスペース	本計画では、主として河川や津波の浸水で被害を受けない空地、もしくは地震や火災等に対する避難場所を指します。
か行	
海岸保全施設	高潮・波浪等の災害から背後の人命や財産を守るため、波のエネルギーを分散・消失させたり、海岸の浸食を防止したりする目的で、海岸沿いに設置される堤防等の施設の総称です。
開発	主として建物を建築するために、土地の区画や形質の変更を行うことです。具体的には、宅地の造成や道路整備、住宅建設などを指します。
合併浄化槽	公共下水道などが整備されていない地域で、水洗トイレからの汚水（し尿）や台所・風呂などからの生活雑排水を微生物の働きなどを利用して浄化し、きれいな水にして放流するための施設です。
環境保全型農業	農薬や化学肥料の使用を抑えることで環境への負荷を軽減し、自然生態系本来の力を利用して行う農業のことです。
緩衝緑地	公害の発生源となる工場等と住宅地の間を遮断するように設けられる緑地帯のことです。
既成市街地	正式には首都圏及び近畿圏、中部圏にある一定の区域を指す言葉ですが、本計画では、古くから建物が建ち地域の中心であった地域を指します。
狭あい道路	一般的に、幅員が4mに満たない道路のことです。
協働	市民と行政、事業者など、複数の主体が目標を共有し、力を合わせて活動することです。
緊急輸送道路	大規模な地震などの災害が発生した場合に、救命活動や物資輸送を円滑に行うために、知事等が事前に指定した道路のことです。
区域区分	無秩序に市街地が広がらないように、一定のルールに基づいて建物の建築などを制限する制度のことです。具体的には、都市計画区域を、市街化区域（既に市街化されている区域やおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域）と市街化調整区域（市街化を抑制する区域）に分けることを指します。
空洞化	市街地の人口や施設が減少していくことです。
景観ガイドプラン	地域の特性を活かしつつ、良好な景観を保全・創出していくための基本的な指針として策定する計画です。
減災	災害時において発生しうる被害を最小化するための取組のことです。

か行（続き）	
郊外化	市街地の人口や施設が、市街地の外縁部や郊外部へ移動することです。
公共交通空白地	鉄道やバスなどの公共交通が運行していない、また、鉄道駅やバス停留所から離れており、公共交通を利用しにくい地域のことです。
耕作放棄地	農作物が 1 年以上作付けされず、農家が数年の内に作付けする意思がない田畑、果樹園のことです。
高知県震災復興都市計画指針	南海トラフ地震等の大規模な地震の発生後、迅速に都市計画区域における都市基盤の復興を図るため、県や市の職員が的確かつ速やかに行動できるような手順や、よりよい復興を実現するために不可欠な「事前の復興」の取組をとりまとめたものです。
交通基盤	道路や駐車場・駐輪場、駅前広場、公共交通など、交通に関する都市基盤のことです。
交通結節機能	鉄道とバスなど、異なる交通手段（場合によっては同じ交通手段）を相互に連絡する機能のことです。
交流人口	外部からある地域に何らかの目的で訪れる人口のことです。本計画では、香南市外から仕事、通学、買い物、観光などの目的で訪れる人口を指します。
コミュニティバス	自治体が運営主体となり、市内の主要施設などを結び、住民の移動手段を確保するため運行するバスのことです。
コンパクトシティ・プラス・ネットワーク	鉄道駅などの拠点周辺に都市機能と居住を集約・誘導し、人口の集積を促すとともに、拠点間の機能連携や拠点間の公共交通ネットワークを形成することです。
さ行	
再生可能エネルギー	石油や石炭、天然ガスなどの化石エネルギーとは違い、太陽光や風力、地熱、木質バイオマスといった自然界に常に存在するエネルギーのことです。
砂防施設	土砂災害を防止するため、小さな溪流などに設置される砂防堰堤（砂防ダム）などの施設の総称です。
資源・エネルギー循環型社会	有限である資源やエネルギーを効率的に利用するとともに、再生産を行って、持続可能な形で循環させながら利用していく社会のことです。
四国のみち	四国霊場や、各地に点在する身近な自然や歴史に親しみながら、歩いて四国を一周することができるよう整備された長距離自然歩道（四国自然遊歩道）のことです。
四国 8 の字ネットワーク	四国縦貫自動車道、四国横断自動車道、高知東部自動車道、阿南安芸自動車道で構成される高速道路ネットワークのことです。四国 4 県を 8 の字で結ぶことから、「四国 8 の字ネットワーク」と呼ばれています。
自市内就業率	市内に在住し通勤・通学する人のうち、市内に通勤・通学する人の割合です。
自然公園区域	優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図る地域として「自然公園法」により定められた地域のことです。
自然増減	出生と死亡による人口の増減のことです。
事前復興計画	地域住民等との協働で、地域の目指すべき将来像や復興の基本方針等を平時のうちにまとめたものです。
社会増減	転入（市外から市内への移動）と転出（市内から市外への移動）による人口の増減のことです。

さ行（続き）	
集約型の都市構造	一定の地域を、都市機能を集積する集約拠点として位置づけ、集約拠点とその他の地域を公共交通ネットワークで連携させる都市構造のことです。
準都市計画区域	都市計画区域外において、相当数の建物の建築や造成が行われていたり、行われると見込まれる区域で、そのまま放置すれば、将来、一体の都市としての整備、開発及び保全に支障が生じるおそれがあると認められる区域のことです。
生涯活躍のまち構想	大都市の高齢者が、希望に応じ地方やまちなかに移り住み、地域住民や多世代と交流しながら健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けることができるような地域づくりを目指すものです。
親水空間	水や川にふれあうことで、水や川に親しみを深めることができる場所のことです。
森林地域	「国土利用計画法」に定められた、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域のことで、
水源涵養	森林が持つ機能の一つで、雨水を地中に蓄えて時間をかけて流すことで河川の流量を安定させたり、水質を浄化したりする機能です。
生活利便施設	住宅地の周辺にあって、生活に必要な施設のことです。具体的には、銀行、郵便局、病院、スーパーマーケット、飲食店等の施設です。
生産基盤	本計画では、農林漁業を営むために必要な施設のことを指します。具体的には、農道、林道、用排水路、漁港、共同利用施設等の施設です。
た行	
多自然型川づくり	河川が本来有している生物の良好な成育環境に配慮し、あわせて美しい自然景観を保全あるいは創出する、河川環境づくりのことです。
地域コミュニティ	住民が地域のさまざまな活動に関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会のことです。
小さな拠点	複数の集落が集まる生活圏の中で、分散しているさまざまな生活サービスや地域活動の場などをつなぎ、人やモノ、サービスの循環を図ることで、生活を支える新しい地域運営の仕組みをつくろうとする取組のことです。
地産地消	地元で生産されたものを地元で消費することです。
中山間地域	一般的に、平野の外縁部から山間地にかけての地域を指します。
昼夜間人口比率	昼間人口（市内に昼間だけいる人口）と夜間人口（市内に常住する人口）の比率です。
鳥獣保護区	「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき指定された地域で、一定の開発行為や狩猟等が規制される地域のことで、
長寿命化	老朽化した施設を新しい施設に取り替えるのではなく、使用できなくなる前に事前に比較的安価な修繕等を行い、使用できる期間（寿命）を長くすることです。

た行（続き）	
津波災害（特別）警戒区域	「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき指定される区域です。津波災害警戒区域は、津波が発生した場合に住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれがある区域で、津波災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。津波災害特別計画区域は、津波が発生した場合に建築物が損壊・浸水し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれがある区域で、一定の建築物の建築や開発行為に対して規制をかけ、住民等が建築物の中においても津波を避けることができるよう、指定する区域です。
津波防護施設	津波による市街地への浸水を防止するため設けられる、盛土や護岸、閘門等の施設の総称です。
低密度	点在的な住宅開発などにより、薄く広く市街地が形成されている状態のことです。
低・未利用地	未利用地（空き地、空き家、空き店舗、工場跡地のほか、耕作放棄地、管理を放棄された森林など）と低利用地（一時的に利用されている資材置場や青空駐車場など）の総称です。
デマンド（型）交通	路線バスのように決まった路線を決まった時間に運行するものではなく、予約があった場合に運行されるバスなどを指します。
都市機能	商業、工業、医療・福祉、教育・文化、観光などのサービスを提供する機能のことです。
都市基盤（インフラ）・都市施設	道路、公園、鉄道、河川、上下水道、エネルギー供給施設、通信施設、学校などの公共施設の総称です。
都市計画区域	一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域として、都道府県により指定される都市計画を定める範囲のことです。
都市計画公園	「都市計画法」に基づき、位置や区域が決定された公園です。
都市計画提案制度	土地の所有者やまちづくり NPO 法人等が一定の条件を満たした場合に、都市計画の決定や変更を地方公共団体に提案できる制度です。
都市計画道路	「都市計画法」に基づき、位置や幅員が決定された道路です。
土砂災害危険箇所	国土交通省の調査要領・点検要領により都道府県が実施した調査で判明した、土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊が発生するおそれのある箇所です。
土砂災害（特別）警戒区域	「土砂災害防止法」に基づき指定される区域です。土砂災害警戒区域は、土砂災害のおそれのある区域について、危険の周知、警戒態勢の整備等を推進する区域です。土砂災害特別警戒区域は、警戒区域の施策に比べ、建物の構造規制や移転の勧告等がなされる区域です。
な行	
農業地域	「国土利用計画法」に定められた、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域のことです。
は行	
バリアフリー	高齢者や障がい者をはじめ、全ての人が日常生活を送る上で不便な障害（バリア）を除去（フリー）していくことです。
PFI 事業	公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行う事業のことです。
普通交付税	行政サービスに極端な差が出ないように、財政力が乏しい地方自治体に対し、国が毎年配分する交付税のことです。

は行（続き）	
防災拠点	大規模な災害が発生したときに、救援・救護や物資輸送などの活動の拠点となる施設や場所のことです。
ま行	
無料 Wi-Fi 環境	公衆無線 LAN による通信（インターネットや電子メール等）が、無料で利用できる環境のことです。
メランジュ	さまざまな岩石が変形し、混合した状態にあるものです。
木質バイオマス	木材に由来する再生可能エネルギーのことです。具体的には、まき、木炭、チップ、ペレット（おが粉やかんな屑など製材副産物を圧縮成型した小粒の固形燃料）等のことです。
や行	
遊休農地	耕作放棄地に加え、耕作はされているが、その利用の程度が劣っている農地（低利用農地）を含む農地のことです。
ユニバーサルデザイン	すべての人が利用しやすい製品、建物、空間などをデザインするという考え方のことです。
用途地域	「都市計画法」に基づき、計画的な土地利用を実現するために定められる、12 種類の地域のことで、種類に応じて建築できる建物の用途などが制限される地域のことです。
ら行	
6 次産業化	農産物などの生産物（1 次産業）の元々持っている価値をさらに高めるため、食品加工（2 次産業）、流通・販売（3 次産業）にも取り組み、それにより、農林漁業者の所得（収入）を向上していくことです。